

令和8年第1回志布志市議会臨時会会議録
目 次

第1号（1月15日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 議案第1号 志布志市多世代交流施設条例の制定について	5
10. 日程第4 議案第2号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）	12
11. 閉 会	14

令和8年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
1月15日	木	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	志布志市多世代交流施設条例の制定について
議案第2号	令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

令和8年第1回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和8年1月15日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 志布志市多世代交流施設条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	



地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
シティセールス課長 大 迫 秀 治	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	教育総務課長 児 玉 雅 史
畜産振興監 藤 野 博 三	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（福重彰史議員） ただいまから、令和8年第1回志布志市議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、小園義行議員と永田梓議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。
日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第2号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号及び議案第2号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第1号 志布志市多世代交流施設条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第3、議案第1号、志布志市多世代交流施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、志布志市多世代交流施設条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子供から高齢者までの多世代の交流を促進し、居場所となる場所及び機会を提供するとともに、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図るため、志布志市多世代交流施設を設置することとし、その名称及び位置、開館時間等に関する事項を定める必要があるものであります。

なお、本施設につきましては、施設を利用される方に提供可能なサービス内容及び将来にわた

り施設を維持継続していくために必要な経費等を勘案し、受益者に公平に負担していただくという考え方や、公平な利用を確保するために利用料金を設定していますが、令和7年12月議会定例会の結果を踏まえ、さらに多世代の方が利用しやすい利用料金へと見直したものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それでは、議案第1号、志布志市多世代交流施設条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は、1ページからになります。

今回、本年度着工しておりました旧ひばりビルの改修工事が令和7年度中に完成する見込みとなり、令和8年7月に一般の方々へ供用開始を予定していることから、多世代交流施設として設置するため制定するものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

第1条では「設置目的」を、第2条では「名称及び位置」を規定しています。

第3条は「指定管理者による管理」、第4条は「指定管理者が行う業務」を規定しています。

第5条では、「開館時間」を規定しており、午前9時から午後9時までとしていますが、1階及び2階の屋内遊び場については、午後6時までとしています。

第6条では、「休館日」を規定しており、第1号で「毎月の第2、第4火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日）」、第2号では「12月31日及び1月1日」としています。

第7条では「利用の許可」を、第8条では「利用の制限」を、第9条では「利用権の譲渡禁止」を、第10条では「原状回復義務」を規定しています。

第11条では、「利用料金の納入」を規定しており、利用料金については、次のページの別表の1の表により、屋内遊び場を利用する場合、「2歳未満を無料」とし、「2歳以上の子ども1人当たり1時間につき200円」、「保護者1人当たり100円」等と定めています。また、次のページの別表の2の表により、交流室のうち、いずれか一つの席を利用する場合は「1時間につき100円」、個室を利用する場合は「席の料金に加えて1時間につき200円」等と定めています。

センサリールームにつきましては、光、音、匂い、触覚など、五感を刺激するものが配置された、年齢や性別、国籍、立場、障害の有無にかかわらず、誰もが心地よい部屋になるものですが、個室としての利用のみであり、「1時間につき100円」と定めています。

詳細につきましては、付議案件説明資料の5ページ及び6ページに記載しています。

なお、同条第2項では、実際の利用料金については、別表の1の表及び別表の2の表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとしています。

第12条では、「利用料金の収入」を規定しており、利用料金を指定管理者の収入としています。

第13条では、「利用料金の減免」を規定しており、公益上特に必要があると認めるときに減免することができるとしています。

第14条では「利用料金の不還付」を、第15条では「損害賠償義務」を、第16条では「委任」を、

第17条では「過料」を規定しています。

なお、附則において、この条例の施行日を、公布の日から9か月以内の規則で定める日から施行すると規定しています。また、指定管理者の指定及び施設の供用に必要な準備行為は、施行日前に行うことができることを定めています。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可します。

○2番（栢山晋司議員） 2番、栢山晋司です。発言通告を出させていただいておりましたので、今回、この議案について、質疑させていただきます。

まず、1番、令和7年12月定例会におきまして、同条例は、否決されています。今回、屋内遊び場利用料金及び交流室等利用料金が変更された提案となっていますが、その変更点の詳細な説明を求めさせていただきます。

二つ目、多世代交流施設の来館者数を説明資料のほうにいただいています。こちらの目標について細かな数字を求めるものではございませんが、今回の提案によって、計画当初の想定から変化があったのかをお伺いさせていただきます。

三つ目、多世代交流施設の設置に当たり、担当課内だけではなく、庁舎内における他の関連部署や周辺地域住民との情報共有、連携がこれまで以上に重要となると考えられますが、市としての見解をお伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） まず、変更に至った経緯について、説明いたします。

12月議会定例会での議論を踏まえ、昨年末に政策調整会議を開催して、再度、条例について庁内での検討を行ったところであります。

政策調整会議では、屋内遊び場の利用料金について、乳幼児の無料化について、交流室の月単位の利用料金設定についてなどの意見が出され、そのような意見を踏まえ、条例を見直し、法令審査会へ諮って今回改めて御提案するものであります。

今回の提案では、より公平な利用につながるように、そして全体的により利用しやすい料金にするという考え方の下、変更したものであります。

有料での利用とした理由は、提案理由の中で申し上げたとおりですが、一方で無料にしてしまうと、特定の方が常時利用して予約が取りづらいなどの不公平感が出たり、施設を頻繁に利用する方と全く利用しない方で、享受できるサービスに差が出たりすることなどが想定されます。

また、料金収入がないことで民間の競争原理が働かなくなり、サービスの質が向上しにくいことなども想定されることであり、より利用しやすい料金の形で有料としたところでございます。

次に、具体的な変更の内容につきましては、屋内遊び場については、遊具の設計上、ゼロ歳から1歳のエリア、2歳から6歳のエリア、小学生のエリアと分けており、小学生以下の全年代が利用できるものとしています。2歳未満の子供については、長時間遊ぶことが難しいことや子供が主体的に利用を希望して来館するのではないこと、その子供が将来にわたって継続的に利用し

てもらふことを念頭に再検討し、今回の提案では2歳未満を無料としたものです。

また、指定管理仕様書上の条件として、保護者等の同伴を必須にしており、子供と一緒に体験し、楽しみ、快適に過ごし、子育て世代同士が交流することを想定し、保護者にも利用料金を設定しています。

交流室については、前回の提案においては、サテライトオフィスのような使い方等を想定し、月額料金を設定していましたが、公平な利用が可能であることをより分かりやすく表現するため、月額利用の欄を削除し、指定管理仕様書上で予約管理の徹底を指示し、特定の方が占有することにより他の方が利用できないというような状況を防ぐこととしたところです。

施設全体の料金設定については、前回の提案においては、近隣の類似施設の利用料金の状況や、公設公営・公設民営・民設民営のそれぞれの料金体系、そこで提供しているサービスの特徴などを調査した上で、本施設において利用者に提供できるサービスの内容や、受益者負担の考え方にに基づき、施設の維持管理費プラス人件費の一部を賄うことができる料金として設定していたところですが、今回の提案では、施設の維持管理費を賄う料金として設定しています。

また、変更してはいないものの、説明が不足していたと思われる部分として、課長の補足説明でも触れたとおり、条例第11条の別表で定める利用料金は、あくまでも利用料金の上限額であり、実際の利用料金については、運営が始まるまでに指定管理者が市長の承認を得て定めることとなるものです。

以上が今回の変更に至った経緯及び変更点の内容になります。

次に、多世代交流施設の来館者数の目標は、今回の提案によって計画当初の想定から変化があったのかということについての答弁をいたします。

この施設につきましては、屋内の子供の遊び場等を整備することから、夏場の子供の熱中症の危険性の高まりを受け、令和8年7月の運営開始を目標にしており、今回の条例の可決を受けましたら、指定管理者の公募及び選定、選定された指定管理者の指定や運営等に必要な予算についての議会への提案など、引き続き準備を進めてまいります。

また、この施設は、オープン初年度の来館者数を1万人と目標設定して整備を進めているところであり、今回提案しています条例では、公平でより利用しやすい料金体系としており、開業時期に遅れが生じなければ、当初の来館者数の目標を上回ってくるのではないかと想定しているところでもあります。

来館者数の目標達成に向けては、選定後の指定管理者と一体となって、子供から高齢者まで多世代の交流促進、交流人口の増加、にぎわいの創出といった施設の設置目的に沿った運営に努めてまいりたいと考えています。

3番目の質問に対するの答弁でございます。

これまで、庁内では、土地購入後の利活用についての検討会を設置して議論を重ね、多世代交流施設として整備することとして決定したところでもあります。その後も、行財政改革推進本部や指定管理者制度検討委員会などにおいて、施設の整備について庁内での情報共有に努めてきたと

ころです。施設の開業に向けて、さらなる市内の協力体制を築き、施設の設置目的の達成に努めてまいります。

施設の周辺地域住民との連携につきましては、令和7年3月に策定した志布志商店街エリア構想の策定時に、商店街の皆様にご多世代交流施設整備後の連携や関わり方についてのヒアリングを実施しており、その中では肯定的な御意見を多くいただいておりますが、今回の条例の可決を受けましたら、早速、情報共有や連携についての場を設けてまいりたいと考えています。

また、指定管理者の選定に当たっては、市内の企業等に施設管理を担っていただくことで地元企業の育成や連携につながると考えていますが、安全で安心な施設運営のためには、一定の専門性が必要です。保育士等の有資格者の雇用や積極的な地元雇用について、指定管理仕様書に明記してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はございませんか。

○8番（野村広志議員） 少しお伺いいたします。

委員会でも少しお聞きしたのですが、この条例の提案に当たりまして、サウンディング調査をされたということでありました。これは、市内外、何者程度調査をされたのかなということと、併せてこのサウンディング調査に参加された事業者、今も少し市長からもありましたとおり、これは、事実上、指定管理者の内定者となり得るのかどうか。その辺の考え方について、少しお示しいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） サウンディングに参加をされた企業につきましては、2者でございます。また、その中で、いろいろこういった民間での取組というのも私たちも経験がない中で、様々な取組等、いろいろ御意見いただいたところでございます。また、この指定管理者の選定の中のベースとなるようなこと等も伺いました。それで、利用者を増やすイベント等の想定とか、施設の採算性とか、そういった内容等をサウンディングの中でいろいろ御意見を伺ったところでございます。今のところ、そのサウンディングに参加をされた業者が指定管理者になるということではまだありませんので、今後、今回この条例の可決をいただきましたら、早速、指定管理者の公募の作業に入りたいというところでございます。

○8番（野村広志議員） 今、市長からも答弁があったのですが、課長からもいただきました。当然これは、指定管理については、今後また新たに提案がされてくるものと理解しています。説明があったとおり、非常に専門性の高い施設であるということも理解いたすところですが、答弁があったとおり、市内の事業者の育成についても十分に配慮しながら、指定管理の在り方については検討いただきたいなど。これは、お願いベースではあります。そのことについてしっかりとお願いをしておきたいなと思います。特にこれは、保育園の事業者であるとか、高齢者施設の事業者であるとか、市内に様々な事業者がございまして。人口が減少していく中で、非常に経営について危機感を持っていらっしゃる事業者もあるということもお聞きしているところです。そういった事業者等にも、新たにこうやって市が公共施設として設置をされる施設でありますので、そういった門戸を開きながら、市内の事業者を育成していくという考え方も十分に持ちながらこ

の運営に当たっていただき、指定管理者の選定に当たっていただければなというふうをお願いをしておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 基本的には子供たちの安全・安心が第一でありますので、まずもって、先ほど言いましたように、指定管理仕様書の中に地元雇用ということも含めて入れています。その間、これは、基本的に公募ですので、そういう応募された事業者がしっかりと地元のそういう雇用も含めて、次の段階では、やはりそういうことも含めて経営できるような体制づくりをしていけたらというふうに思っています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はございませんか。

○14番（丸山 一議員） 条例の第4条の3番目に、「市長のみの権限に属する事務を除く業務」とありますけれども、これは、どういうことを指すのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 施設の指定管理を行う上で必要な事務のうち、第1号と第2号で表現しきれていないものとして、例えば、電気代の支払いの契約事務とかになるというところがございます。また、施設の利用の受付、予約の管理業務、施設の清掃とか維持管理業務がこの「市長のみの権限に属する事務を除く業務」ということで想定しているところがございます。

○14番（丸山 一議員） 特別、「市長のみの権限」という言葉がありますよね。これは、何か特別な理由というか、何か特殊な内容みたいなことはあるのですか。わざわざこういう文章を使わなくてはいけないのは、どういうことなのだろうかなと思って、ちょっと理解に苦しむのですけど。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 公の施設の指定管理の場合、市長の権限と指定管理者の権限というのを条文で表現するということになっており、様々運営を行っていく中で、市長の権限と指定管理者の権限というのを条例上は明確に表現しておく必要があるというところがございます。

○14番（丸山 一議員） それと、もう1点ですね。例えば、先ほど市長答弁にもありましたが、「運用に関しては、安心・安全に努めなくてはならない」ということを言われました。指定管理者の責務として、「安心・安全な運用に努めなければならない」というような文章を、僕は第4条の中に入れたらどうかなと思うのですが、どうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議員がおっしゃる内容につきましては、この第4条第3号の中で対応が可能かというふうに考えています。

○14番（丸山 一議員） この第4条第3号の中の「運営に関する事務」のこの言葉の中に、安心・安全な運用に関する責務みたいなことは、うたわれているという認識、解釈でいいのですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 条例の中ではこの部分に関連するというので、また指定管理仕様書の中でもそういったところは明記しまして、行っていきたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

○13番（西江園 明議員） 私は、条例の附則は先ほど第1項で何で9か月かなと思ったら、7月を見込んであるということで理解いたしました。

それと、この別表の1の表備考2の中に、団体利用の考え方なのですが、10人以上を団体とみ

なすというふうにあります。先ほど野村議員からも出ましたように、非常に少子化で、例えば、ある法人保育園なんか「連れて行きましょう」といったときは、10人以上いる団体だったら対象だけど、小さな保育園の場合は、5名しかいなかった場合は、団体にはならないわけですよ。そして、そういうときの引率者もやはり保護者として料金が発生するのか、その辺の議論がなかったのかをまずお伺いします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この団体につきましては、市内にある認定こども園とか、幼稚園とか、そういったところのクラスというか、そういった方たちの利用というのを10人というような形で想定したところでございます。また、保育士の随行とか、そういったのもあるかというふうに思いますが、その保育園だけの団体ではなくて、それ以外の民間というか、一応グループとか、そういったのもあるかというところで、今回は、団体を10人以上ということである議論したところでございます。

○13番（西江園 明議員） 今、課長からありましたように、グループだったら、理解できるんですよ。ただ、保育園とか、ああいう法人が来た場合に、極端に言えば、今、みんな子供の数が減って、1クラス10人以上いる年代のところは、そんなないですよ。だから、法人で不公平が出るのではないのですか。その辺のところの議論はなかったのかということ、議論がなかったらなかったでいいですよ。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それについての議論は、なかったところです。

○13番（西江園 明議員） やはりその辺のところの議論がなかったのは残念ですけども、先ほど課長からの答弁の中で、運用という中で、指定管理仕様書の中でその配慮ができれば、そういう形を取ってほしい。同じ市内にある法人で不公平感が出ないような、こういうせっかくの条例、いくら備考とはいえ、条例となると法ですから、そのところは、慎重な執行を期待いたします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） そういうケースも想定できるというところで、また、仕様書の中でどういった形で指定管理者と協議が図れるのか、そういったところもいろいろ議論したいというふうに考えています。

○市長（下平晴行君） 今、西江園議員の質問に対してですが、当然、利用者のそういう実態を踏まえた中で問題点等がありましたら、そこ辺はしっかりとまた見直しもしていきたいというふうに考えています。まずは、開館をして利用していただいている方々が公平公正で安心して遊べる、利用できる、そういう施設にしていきたいと思っておりますので、今後もそのことを考えながら運営してまいりたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第4 議案第2号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（福重彰史議員） 日程第4、議案第2号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、物価高騰対応重点支援事業、くらし応援志券発行事業、プレミアム商品券発行事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第2号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億1,613万8,000円を追加し、予算の総額を344億6,798万8,000円とするものでございます。

補正予算書の3ページ、補正予算説明資料は1ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰越理由につきましては、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、物価高対応子育て応援手当支給事業ほか4件、総額5億1,888万3,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4億3,805万1,000円、2目、民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費を8,840万円、また、その事務費を320万円、それぞれ計上しています。

9ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、10目、商工費県補助金は、鹿児島県生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業を4,046万8,000円計上しています。

10ページをお願いします。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として85万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、物価高騰対応重点支援事業等に充当する経費として4,301万9,000円増額しています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は11ページ、説明資料は5ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業を9,160万円計上しています。

予算書は12ページ、説明資料は6ページになります。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、物価高騰の影響による配合飼料価格の高止まりにより、畜産農家の経済的負担が増し、経営が逼迫していることから、経営の維持を図るため、配合飼料費の増加分に対し支援を行う畜産配合飼料高騰緊急支援事業を6,236万8,000円計上しています。

予算書は13ページ、説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、プレミアム率30%を付与した商品券を発行し、市内消費者に消費喚起を促すことにより、食料品を含む物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減するとともに、物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援を行う物価高騰対応重点支援事業（プレミアム商品券発行事業）を1億4,027万円、また、食料品を含む物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的に、市内の店舗で利用できる商品券「くらし応援志券」を全市民に1人1冊発行する物価高騰対応重点支援事業（くらし応援志券発行事業）を3億557万5,000円、それぞれ計上しています。

予算書は14ページ、説明資料は7ページをお開きください。

10款、教育費、5項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、食料品価格高騰に伴い給食食材の購入に影響があることから、保護者が負担すべき給食費を軽減するため、価格高騰分について支援を行うわくわく学校給食支援事業を306万円計上しています。

説明資料の2ページをお開きください。

こちらに令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨メニュー実施予定事業一覧を掲載していますので、御参照ください。

以上が補正予算（第11号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本臨時会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和8年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会